

11. 各種法令による青少年の呼称および年齢区分

(令和4年4月1日時点)

法令名称	呼称等	年齢区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児 少年	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	子ども	小学校就学の始期に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	満18歳
労働基準法	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者（例外あり）
	年少者	18歳未満の者
	未成年者	民法上の未成年者
道路交通法	幼児	6歳未満の者
	児童	6歳以上13歳未満の者
	大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
滋賀県子ども条例	子ども	18歳未満の者
滋賀県青少年の健全育成に関する条例	青少年	6歳以上18歳未満の者（婚姻した女子を除く。）